I_{14}＝1.000

I_{15}＝0.800

I_{16}＝1.000

I_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.471

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.000

I_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.612

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.082

I_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.612

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.106

I_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.647

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.835

I_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.682

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.835

I_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.671

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.835

I_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.529

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.682

I_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.506

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.659

I_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.094

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.094

I_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.071

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.071

I_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.047

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035

J_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成13年度から平成19年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額についてはB_nに準ずるものとする。

K_{13}＝1.000

K_{14}＝0.988

C_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.098

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.098

C_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.073

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.073

C_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.049

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.037

D_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成21年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.695

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.866

E_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.549

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.707

E_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.524

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.683

E_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.098

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.098

E_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.073

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.073

E_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.049

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.037

F_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成ｎ年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額についてはB_nに準ずることとする。

G_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

H_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成14年度から平成27年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成22年度から平成27年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）